

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-1	安全に配慮した商品の普及		
【 施策の概要 】			
<p>事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>① 子育て支援団体との共催でセーフティグッズフェアを開催し、安全に配慮した商品の展示・紹介のほか、安全をテーマとしたセミナーや企業向けに商品開発セミナー、消費者向けに安全ワークショップ等を実施した。(平成31年1月、2月 参加人数:6,296人)</p> <p>② 子供の安全に配慮した商品等の顕彰制度に都内の中小企業等が応募するにあたり、必要となる審査料を補助することにより、安全な商品の開発・普及を促進した。(補助件数25件)</p> <p>③ 子供の安全に配慮した商品等の顕彰制度に都内の中小企業等が応募した商品のうち、特に優れたもの1点に東京都知事賞を贈呈した。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>子供の安全に配慮した商品の開発は増えてきているものの、消費者にはあまり知られておらず、安全に配慮した商品に特化した展示会も少ない状況において、安全・安心な商品市場の実現を支援し、事故情報及び事故予防についてわかりやすく都民へ啓発することができた。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>子育て支援団体との連携により、安全に配慮した商品見本市を開催し、安全な商品のPR・普及を図るとともに、商品の安全をテーマにしたセミナー等を実施する。</p> <p>子供の安全に配慮した商品に関しては、子育て支援団体が主催する子供の安全に配慮した商品等の顕彰制度において、子供たちの安全・安心に貢献するデザイン分野に都内の中小企業等が応募する際の審査料を補助する。また、同分野に都内の中小企業等が応募し、入賞した商品から、特に優れたもの1点に「東京都知事賞」を贈呈する。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	生活安全課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局・
福祉保健局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【番号】	【施策名】		
3-2-2	食品の適正表示の推進		
【施策の概要】			
<p>「食品の適正表示」は、事業者から消費者へ商品(食品)の情報を提供することにより、消費者が商品(食品)の情報を知り、合理的に選択するための重要な役割を果たしている。食品の表示に関する法令は、「食品表示法」、「農林物資の規格化に関する法律(JAS法)」、「健康増進法」、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」、「消費生活条例」等、多岐にわたっている。また、平成29年の食品表示法に基づく基準の改正による原料原産地表示の義務付けなど、制度改正等により表示事項の変更が行われることも多く、表示を行う事業者及び消費者にとって分かりにくいものとなっている。ホームページ等を通じて、食品の適正表示について情報発信し、都民の食品表示に関する理解を深めるとともに、事業者による適正表示を推進し、事業者が守るべき表示の基準に違反した場合には、適正な表示が行われるよう指導する。</p> <p>さらに、食品表示法をはじめとする食品表示制度に関する事業者の正しい理解を促進し、適正表示推進の核となる人材を育成することを目的に、食品表示関係法令を所管する部署が連携して「食品の適正表示推進者育成講習会」などを実施し、「食品の適正表示」を推進する。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<ul style="list-style-type: none"> ・適正表示推進者育成講習会の開催 760人(2回実施) ・フォローアップ講習会の開催 502人(1回実施) ・消費生活調査員による調査 5回実施 ・消費生活調査員に対する研修の実施 3回実施 <p>(講習会及び研修には新たに義務付けされた原料原産地表示制度に関する内容を含む)</p> <p>平成27年4月1日の食品表示法施行に伴い、法の周知を行うため、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に関する全般的な質問に対応する、「東京都食品表示相談ダイヤル」の設置 ・食品表示法に関する動画教材の作成、配布 			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>関係機関の連携のもと、適正表示推進者の育成事業などを通じて、事業者が適正な食品表示を行うことにより、都民の合理的な商品選択に資する効果がある。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<ul style="list-style-type: none"> ・適正表示推進者育成講習会の開催 500人/回 年2回実施予定 ・フォローアップ講習会の開催 300人/回 年2回実施予定 ・消費生活調査員による調査 5回実施予定 ・消費生活調査員に対する研修の実施 3回実施予定 ・食品業界紙、メールマガジン、ホームページ「食品衛生の窓」等を活用した普及啓発の実施 ・食品表示制度に関するパンフレットを作成し、講習会、窓口等で配布 ・都民に対する表示の知識の普及 随時実施 (食品の表示に関するパンフレットを作成・配布) ・平成29年の法改正により義務付けられた原料原産地表示やこれを受けて改正した消費生活条例の告示について周知 			
【所管部署】	局	部	課
	生活文化局・福祉保健局	消費生活部・健康安全部	取引指導課・食品監視課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【番号】	【施策名】		
3-2-3	家庭用品の適正表示の推進		
【施策の概要】			
<p>家庭用品の品質表示は、事業者から消費者へ商品の情報を提供することにより、消費者が商品の情報を知り、合理的に選択するための重要な役割を果たしている。家庭用品の品質表示については、家庭用品品質表示法で規定されており、同法の規定のない9商品について消費生活条例で表示すべき事項等を定めている。法及び条例に基づき、店舗立入検査等を行い、不適正な表示を行う事業者を指導する。また、法及び条例について、パンフレットやホームページ「東京くらしWEB」等で、事業者・消費者に対する普及啓発を図る。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>1 家庭用品品質表示法に基づく立入検査 町村域64件(16店舗) 不適正件数12件</p> <p>2 条例に基づく品質表示(9品目)の立入検査 検査80件(18店舗) 不適正件数11件</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>店舗等に立ち入り、法令に基づく検査を実施することで、店舗における表示の適正化意識を高め、消費者の正しい選択につなげることができる。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<p>①家庭用品品質表示法に基づく小売店への立入検査権限が、平成24年4月から区・市に移譲されたことに伴い、都による立入検査は町村部を対象に行う。また、条例に基づく品質表示(9品目)の立入検査を行う。</p> <p>②ハンドブック「東京都消費生活条例に基づく品質表示(家庭用品)」を改訂するとともに、ホームページ「東京くらしWEB」等で情報発信していく。</p>			
【所管部署】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	取引指導課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

福祉保健局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-4	介護サービス事業者情報の提供		
【 施策の概要 】			
介護保険法に基づき指定した介護サービスを提供する事業所(居宅サービス、介護予防サービス、介護療養型医療施設の各事業)について、都民のサービス選択に資するよう、名称や所在地等の情報をインターネット上で公表している。今後とも、介護保険サービスの利用者にとって有用な情報を提供していく。			
【 2018年度の実績 】			
利用者のサービス選択に資するよう、事業者指定に係る情報(名称、所在地等)をインターネット上で公表した(平成31年3月1日時点、11,314事業所)。また、事業所に対しては、利用者の安全確保・事故防止等に係る情報提供を行った。			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月の指定事業所数、廃止事業所数、サービス種別・法人種別ごとの指定事業所数等を情報提供し、サービスの選択に活用。 ○ 毎月の指定事業所一覧で、サービス種別、事業所名、所在地、電話番号を情報提供し、サービスの選択に資している。 ○ 指定更新事業所、行政処分事業所、廃止事業所、休止事業所の情報を提供し、サービス選択の活用、サービスの質の確保に資している。 			
【 2019年度の実績 】			
引続き、事業所指定に係る情報提供を行うとともに、事業所の介護サービスの提供の確保に係る必要な情報を提供していく。			
【 所管部署 】	局	部	課
	福祉保健局	高齢社会対策部	介護保険課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

福祉保健局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【番号】	【施策名】		
3-2-5	介護サービス情報の公表		
【施策の概要】			
介護保険法に基づき、利用者による介護サービス事業者の選択を支援するため、平成18年度から、事業者が都に報告する情報及び都指定の調査機関が事業者を調査した結果を、厚生労働省のホームページ「介護サービス情報公表システム」で公表しており、都でも都指定情報公表センターのホームページで公表している。			
【2018年度の実績】			
利用者が適切に介護サービス事業者を選択できるよう、居宅サービスや施設サービスなど36種類のサービス事業者が都に報告する情報及び都指定の調査機関が事業者を調査した結果を、ホームページ上で公表した。また、本制度に対するより一層の普及啓発に努めた。			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ いつでも、どこでも、誰もが容易に介護サービス情報にアクセス可能となることから、利用者等が介護サービス事業者を自ら選択(比較検討)し、評価をして「自己決定」していくことが可能となる。 ○ 公表内容に対する介護サービス事業者の説明責任が求められることから、総じてサービスの質の向上が期待される。 			
【2019年度の実績】			
利用者が適切に介護サービス事業者を選択できるよう、居宅サービスや施設サービスなど37種類のサービス事業者が都に報告する情報及び都指定の調査機関が事業者を調査した結果を、ホームページ上で公表する。また、本制度に対するより一層の普及啓発に努める。			
【所管部署】	局	部	課
	福祉保健局	高齢社会対策部	介護保険課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

福祉保健局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【番号】	【施策名】		
3-2-6	有料老人ホームの運営指導及び都民への情報提供		
【施策の概要】			
<p>有料老人ホームは、介護保険制度導入を契機として、多様な事業主体による参入が急速に進み、都民の高齢期におけるケア付き住まいの有力な選択肢の一つへと成長している。</p> <p>都民にとって、有料老人ホーム選びは、物理的・経済的負担を伴う「大きな買物」であり、様々な情報を適切に活用し、安心して有料老人ホームを選択できるよう支援することが求められる。</p> <p>①都民が安心して有料老人ホームを選択できるよう支援するため、有料老人ホームに関する基礎的な知識や各種情報の活用方法、目的に合った有料老人ホーム選びのポイントなどを分かりやすく解説した小冊子「あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方」を作成。都民情報ルーム等で無料配布し、併せてホームページ上でデータをPDFファイルで提供する。</p> <p>②東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、重要事項説明書に東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表の添付を指導し、入居者の福祉を重視するとともに、適正な事業運営の確保を促進していく。</p> <p>③相互連携協定を締結した消費者機構日本との定期的な課題検討会等の実施により、連携を強化する。</p> <p>④各ホームの重要事項説明書を都ホームページ上で公開し、施設選びの情報源として活用してもらう。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>①都民が安心して有料老人ホームを選択できるよう支援するため、有料老人ホームに関する基礎的な知識や各種情報の活用方法、目的に合った有料老人ホーム選びのポイントなどを分かりやすく解説した小冊子「あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方」を作成。都民情報ルーム等で無料配布し、併せてホームページ上でデータをPDFファイルで提供した。</p> <p>②東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、重要事項説明書に東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表の添付を指導し、入居者の福祉を重視するとともに、適正な事業運営の確保を促進した。</p> <p>③相互連携協定を締結した消費者機構日本との定期的な課題検討会等の実施により、連携を強化した。</p> <p>④各ホームの重要事項説明書を都ホームページ上で公開し、施設選びの情報源として活用してもらった。</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>①「あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方」の配布により、有料老人ホームに関する基礎的な知識を都民が理解しやすくなった。</p> <p>②重要事項説明書に東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表の添付を指導し、各ホームの重要事項説明書を都ホームページ上で公開することで、都民が施設を選択しやすくなった。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<p>①都民が安心して有料老人ホームを選択できるよう支援するため、有料老人ホームに関する基礎的な知識や各種情報の活用方法、目的に合った有料老人ホーム選びのポイントなどを分かりやすく解説した小冊子「あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方」を作成。都民情報ルーム等で無料配布し、併せてホームページ上でデータをPDFファイルで提供する。</p> <p>②東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、重要事項説明書に東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表の添付を指導し、入居者の福祉を重視するとともに、適正な事業運営の確保を促進していく。</p> <p>③相互連携協定を締結した消費者機構日本との定期的な課題検討会等の実施により、連携を強化する。</p> <p>④各ホームの重要事項説明書を都ホームページ上で公開し、施設選びの情報源として活用してもらう。</p>			
【所管部署】	局	部	課
	福祉保健局	高齢社会対策部	施設支援課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

住宅政策本部

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-7	高齢者向け民間賃貸住宅に関する情報提供		
【 施策の概要 】			
<p>高齢者は、民間賃貸住宅への入居に当たり、入居選別を受けやすい状況が見られることから、入居支援策を実施することにより、高齢者の居住の安定確保を図ることが必要である。このため、都は、以下の制度を活用し、高齢者等の入居を受け入れる賃貸住宅についての情報提供を行っている。</p> <p>①サービス付き高齢者向け住宅制度 法に基づき、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅等を登録し、その情報を広く提供するもの</p> <p>②東京シニア円滑入居賃貸住宅制度 都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅について、都が独自に、高齢者等に広く情報提供する制度</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅の登録 累計 14,423戸（平成31年3月31日現在） ・東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録 累計 81,457戸（平成31年3月31日現在） 			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>サービス付き高齢者向け住宅登録・閲覧制度及び東京シニア円滑入居賃貸住宅制度を通じて、高齢者等向け住宅に関する情報が充実した。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>H23.10改正法施行により高齢者円滑入居賃貸住宅制度が廃止され、新たに創設されたサービス付き高齢者向け住宅登録・閲覧制度を開始。</p> <p>今後も、サービス付き高齢者向け住宅登録・閲覧制度及び東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度について、民間との連携により広く情報提供を行う。</p> <p>なお、東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度は、2019年度末で廃止し、高齢者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度(住宅セーフティネット制度)への移行を進めることとしている。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	住宅政策本部	住宅企画部	民間住宅課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

中央卸売市場

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【番号】	【施策名】		
3-2-8	生鮮食料品等に関する情報の提供		
【施策の概要】			
<p>市場の機能や役割、生鮮食料品等についての知識の普及・啓発を図るため、消費者に対し、下記により情報の提供を行う。</p> <p>①インターネットホームページ ②広報用ビデオの貸出し ③パンフレット等印刷媒体</p> <p>近年、「食」に関する消費者の関心が高まっていることから、消費者が必要な情報を取得し合理的な消費行動を行うことができるよう、今後、情報発信内容の更なる充実を図っていく。特に、東日本大震災以降の「食の安全」に対する消費者の不安解消に向けて、生鮮食料品への放射能の影響に関する正確な情報の発信を引き続き行っていく。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>下記のとおり各種広報媒体を活用し、生鮮食料品等に関する知識やその流通を担う市場の役割などについて、情報提供を行った。</p> <p>①築地市場の豊洲への移転に伴い、中央卸売市場のホームページにより豊洲市場の状況などに関する情報発信の充実を図った。</p> <p>②市場の役割・機能の普及・啓発を図るため、市場見学者に対する広報用ビデオの上映や都民への貸し出しを行った。</p> <p>③ホームページにより、毎日の生鮮食料品等の入荷量、卸売価格のほか、週間市況、月報、年報などの取引情報を公表した。</p> <p>④市場のしくみなどを解説した「市場のしおり」等を市場見学者を中心に配布した。</p> <p>⑤「東京くらしねっと」に、市場業界の協力を得て、旬の食材に関する知識、料理方法など、都民の食生活に役立つ内容を掲載した。</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>都民が求める情報のうち、市場が発信できる情報について、HP等への掲載内容を充実させることで迅速に提供することができた。</p> <p>また、市場流通の仕組みなどについては、パンフレットや市場見学等を通じて情報を得ることによって、生鮮食料品を安全に購入することができた。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<p>市場の機能や役割、都民が求める生鮮食料品等についての知識、食の安全・安心の確保のために中央卸売市場が取り組む対策について、引き続き各種広報媒体を活用し、普及啓発に取り組む。</p> <p>①豊洲市場の魅力発信に向けたイベントを実施するとともに、ホームページ等における情報発信の充実を図っていく。</p> <p>②市場における見学者用パンフレット等を作成し、市場の概要や仕組みをわかりやすく説明していく。</p> <p>③ホームページにより、毎日の生鮮食料品等の入荷量、卸売価格のほか、週間市況、月報、年報などの取引情報を公表する。</p>			
【所管部署】	局		
	部		
	課		
	中央卸売市場	管理部	総務課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-9	生活関連商品の価格動向に関する情報の提供		
【 施策の概要 】			
毎月実施される「小売物価統計調査」の結果を活用し、ホームページ「東京くらしWEB」やツイッターで、生活に密着した食料品・日用雑貨品等の価格動向を分かりやすく情報提供する。			
【 2018年度の取組状況 】			
ホームページ「東京くらしWEB」やツイッターにより、生活関連商品等の価格動向の情報提供を行った。ガソリン・灯油の価格については、毎週1回、ツイッターによる情報提供を行った。			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
都民に対し、生活関連商品等の価格動向など必要な情報提供を行った。			
【 2019年度の取組予定 】			
ホームページ「東京くらしWEB」やツイッターにより、生活関連商品等の価格動向の情報提供を行う。ガソリン・灯油の価格については、毎週1回、ツイッターによる情報提供を実施する。			
【 所管部署 】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	企画調整課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

環境局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-10	建築物環境計画書制度等の活用		
【 施策の概要 】			
<p>大規模な建築物の新築・増築を行う建築主に、環境配慮の措置と評価を記載した建築物環境計画書の提出を義務付け、都がその内容を公表することで建築主の環境配慮の取組を誘導するとともに、環境に配慮した建築物が評価される市場の形成を図ることをねらいとして、平成14年6月より実施している。平成17年10月からは、評価基準を充実・強化し、大規模なマンションの販売広告にマンション環境性能表示を義務化し、マンションを購入しようとする人に対し、環境に配慮したマンションを選択しやすいような仕組みとした。</p> <p>その後も、平成20年度に実施した「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)の改正による、対象規模の拡大、マンション環境性能表示の拡大、再生可能エネルギーの導入検討義務化、省エネルギー性能評価書制度の創設など、制度の強化を図ってきており、今後も引き続き建築主の環境配慮への取組を促していく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>建築物環境計画書を中心にエネルギー有効利用計画書制度やマンション環境性能表示制度などの関係制度と密接に連携し、かつ、適切な運用を通じて大規模な建築物の新築・増築を行う建築主に、環境配慮の取組を誘導した。</p> <p>また、都市開発諸制度等とも連携し、都市開発の機会を通じて、開発事業者に対し環境配慮の水準より高い新築建築物の導入を促進した。</p> <p>さらに、建物の環境性能をよりわかりやすい表示にするための見直し等を含め、建築物環境計画書制度の改正に向けた検討を行い、建築物環境計画書の提出対象となる建築物及びマンション環境性能表示制度の対象建物の拡大など、環境確保条例及び規則の改正を行った。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>建築物環境計画書を提出した一定規模以上の新築マンションについて、販売等の広告時にマンション環境性能が表示される仕組み(マンション環境性能表示制度)を通じて、マンションの購入等を検討している消費者がマンション情報誌等の閲覧などにより、購入検討マンション相互間の環境性能を比較検討できるようになった。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>建築物環境計画書と関連する各制度(エネルギー有効利用計画書制度、マンション環境性能表示制度など)と引き続き密接に連携し、着実な制度運用を行い大規模な建築物の新築・増築を行う建築主に対し、環境配慮の取組を誘導していく。さらに、都市開発諸制度等とも連携し、都市開発の機会を通じて、開発事業者に対し環境配慮の水準のより高い新築建築物の導入を誘導していく。</p> <p>また、建物の環境性能をよりわかりやすい表示にするための見直し等を含め、建築物環境計画書制度と関連するマンション環境性能表示基準を改正するための検討をすすめていく。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	環境局	地球環境エネルギー部	環境都市づくり課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

産業労働局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【番号】	【施策名】		
3-2-11	環境と調和した農業の推進(安全・安心な東京農産物の提供)		
【施策の概要】			
<p>従来から取り組んできた、安全・安心な農産物を都民に提供するための「東京都有機農産物認証制度(平成15年に「東京都特別栽培農産物認証制度」に改称)」と環境と調和した持続性の高い農業生産方式を導入する農業者を「エコファーマー」として認定する「エコファーマー認定制度」について見直し、平成25年度から両制度を統合して「東京都エコ農産物認証制度」を創設した。新制度は旧制度の課題を見据え、都民に分かりやすく農業者も参加しやすい制度として、環境保全型農業を推進するとともに、安全・安心な農産物を生産する都内農業者を支援する。また、都の積極的な制度のPRと「とうきょう特産食材使用店」などへの働きかけによる販路拡大などを行っていく。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>本制度では、2018年度に都内生産者32人が生産する農産物を新たに「東京都エコ農産物」として認証した。また、初年度の認証生産者が更新時期を迎え、218人が更新した。これにより、認証農産物を栽培する生産者は481人となり、栽培面積は274ヘクタールとなった。また、生産者が本制度に申請しやすように、新たにニンニクを対象農産物に追加し、計68種類とした。エコ農産物の販路拡大として、「とうきょう特産食材使用店」455店舗にエコ農産物の照会を行い、認証農産物生産者と食材使用店のマッチングを進めた。さらに、「消費者交流会」を開催し、本制度の周知及びPRを行い、東京都エコ農産物に対する理解を深めた。</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>東京都エコ農産物は、都内のJA農産物直売所や農家自宅直売所やスーパー等で販売されているが、都全体としては、流通量が少なく、未だ認知度が低い。そのため、平成28年度から「消費者交流会」を4回実施し、生産現場で減農薬・化学肥料の取組の紹介、意見交換会で制度説明を行い、消費者の理解を深めた。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<p>2019年度は、近年、都内に増加している新たな栽培様式の「養液栽培」をエコ農産物認証制度の栽培様式に追加し、認証生産者の目標100人を確保していくとともに、JA等の関係機関と連携して説明会を開催し、都内におけるエコ農産物の流通量の拡大を図り、消費者へ安全安心な農産物を供給していく。また、引き続き、各種イベントでのPR活動を通して、消費者に対して本制度の周知を図っていく。</p>			
【所管部署】	局	部	課
	産業労働局	農林水産部	食料安全課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

産業労働局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-12	栽培漁業の育成		
【 施策の概要 】			
<p>東京都の漁業者の経営安定と資源保護、及び都民への新鮮な魚介類の安定的な供給を図るため、優良な種苗の生産・配布を行っている。</p> <p>島しょにおいては主要魚種であるアワビ、サザエ等貝類の種苗を、内水面(河川・湖沼)においてはニジマス、ヤマメ等の冷水性魚類の種苗を、生産・配布している。</p> <p>今後は、種苗放流の効果が更に高められるよう、漁場環境も含めた対策の実施を目指していく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>島しょ地域においては、東京都栽培漁業センターで生産した、アワビ種苗16.6万個、フクトコブシ種苗37.0万個サザエ種苗67.3万個を、大島から御蔵島までの地域に供給した。</p> <p>内水面においては、奥多摩さかな養殖センターで生産した、ヤマメ稚魚等40.4万尾、同発眼卵104万個、ニジマス稚魚等22万尾、同発眼卵7万個、イワナ稚魚等1万尾、同発眼卵5万個を都内河川漁協及び養殖業者に供給した。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>種苗を供給することにより、資源を保護することができ、漁業者の経営安定と都民への安定的な供給に寄与した。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>島しょ地域においては、東京都栽培漁業センターで生産した、アワビ種苗11.6万個、フクトコブシ種苗21.5万個サザエ種苗46.3万個を、大島から御蔵島までの地域に供給する予定である。</p> <p>内水面においては、奥多摩さかな養殖センターで生産した、ヤマメ稚魚等26.5万尾、同発眼卵109万個、ニジマス稚魚等25万尾、同発眼卵21万個、イワナ稚魚等1万尾、同発眼卵10.1万個を都内河川漁協及び養殖業者に供給する予定である。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	産業労働局	農林水産部	水産課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

中央卸売市場

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-13	卸売市場における食の安全・安心を確保するための施設整備の推進		
【 施策の概要 】			
<p>生鮮食料品流通においては、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりを受けて、品質・衛生管理の高度化への取組が進められている。</p> <p>都内の中央卸売市場では、品質・衛生管理の高度化などの戦略的な機能強化の取組について、平成29年2月に策定した東京都卸売市場整備計画(第10次)において、その方向性を示している。整備計画では、品質・衛生管理の高度化について、市場ごとに検討・確立する経営戦略にその内容を位置付けた上で、戦略的に低(定)温施設の整備を推進していくこととしている。</p> <p>また、東京都が整備した特定フロンを使用した冷蔵・冷凍設備について、可能な限り地球温暖化係数の低い冷媒を使用する機器を選定し、計画的な更新を進めることとしている。</p>			
【 2018年度の実績 】			
<p>2020年で生産が禁止される規制フロンを使用した冷蔵機器から、地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器に更新するための工事を順次行っており、平成30年度については、葛西市場青果低温倉庫冷凍機の改修等が完了した。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>卸売市場の卸売場等の施設を低温化することで、市場における生鮮食料品の品質劣化を防止する。この取組は、小売店等を通じた新鮮な生鮮食料品の消費者への供給を実現し、「食の安全・安心」の確保に寄与するものである。</p> <p>本計画期間において、着実に取組を推進したことにより、卸売市場における温度管理施設の整備が拡充された。</p>			
【 2019年度の実績予定 】			
<ul style="list-style-type: none"> ○各市場における戦略的な低(定)温施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画に基づき、経営戦略の検討・確立を推進し、必要に応じて低(定)温施設の整備を実施 ○2020年で生産が禁止される特定フロンを使用した冷蔵機器の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷市場南棟3階(1)低温倉庫更新工事 ・北足立市場立体駐車場棟東側 定温倉庫冷蔵設備更新工事 			
【 所管部署 】	局	部	課
	中央卸売市場	管理部	市場政策課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

中央卸売市場

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-14	卸売市場における「安全・品質管理者(SQM)」を活用した食の安全・安心を守るための取組の促進		
【 施策の概要 】			
<p>市場を流通する生鮮食料品等の安全性を確保するため、平成15年度に東京都と市場関係者が連携し、各中央卸売市場に安全・品質管理者〔SQM(セイフティ&クオリティー・マネージャー)〕を設置した。</p> <p>SQMは食品危害発生時の連絡調整や市場業者による自主的な品質・衛生管理水準向上活動の推進者として活動している。今後もSQMの活動を促進することにより、市場で取り扱われる生鮮食料品等の安全性の確保と衛生水準の向上を図っていく。</p>			
【 2018年度の実績 】			
<p>○安全・品質管理者の品質管理に関する知識を向上させるために研修会を実施した。(30年度実績:2回、過去5年間の実績:7回)</p> <p>○食品危害(自主回収等)に関する情報を安全・品質管理者経由で市場内業者に周知した。また、放射性物質検査により基準値を超える放射性物質が検出された食品の出荷制限・自粛等の情報の周知を迅速に行い、安全な食品が流通するよう努めた。(30年度実績:33回、過去5年間の実績:366回)</p> <p>○卸売業者、仲卸業者に対し、マニュアルに基づく品質管理を推進するため、マニュアル作成説明会を実施した。(30年度実績:6回、過去5年間の実績:31回)</p> <p>○品質管理マニュアルを作成済みの卸売業者についてマニュアルに基づく管理が適正に行われているか検証を行った。(30年度実績:3社、過去5年間の実績:計30社)</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>○食品流通の拠点である中央卸売市場において不良食品を排除することにより、消費者に対して不良食品が流通されるのを防止した。</p> <p>○様々な食品が集積される市場において、営業者による自主管理を推進することにより、品質のよい食品を消費者に届けることができる。</p>			
【 2019年度の実績 】			
<p>○安全・品質管理者の品質管理に関する知識を向上させるために研修会を実施する。</p> <p>○食品危害(自主回収等)に関する情報を安全・品質管理者経由で市場内業者に周知し、必要に応じ回収状況等の調査を行う。また、基準値を超える放射性物質が検出された食品の出荷制限、自粛及びそれらの解除など、情報の周知を迅速に行い、安全な食品が流通するよう努める。</p> <p>○仲卸業者に対し、マニュアルに基づく品質管理を推進するため、マニュアル作成支援講習会を実施する。</p> <p>○品質管理マニュアルを作成済みの卸売業者についてマニュアルに基づく管理が適正に行われているか検証を行う。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	中央卸売市場	事業部	業務課

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【番号】	【施策名】		
3-2-15	マンションの管理や再生に係る情報提供・相談支援		
【施策の概要】			
<p>都内の分譲マンション戸数は、総世帯数の約4分の1に相当するなど、マンションは都民の主要な居住形態として広く普及している。マンションの管理や再生は、区分所有者等で構成される管理組合が自らの責任で行うことが基本であるが、専門的な知識やノウハウの不足、居住者の高齢化や賃貸化の進行等により、区分所有者等だけでは、適正な管理や円滑な再生を行うことが難しい面がある。そのため、マンションの適正な管理や円滑な再生を促進するため、管理組合や区分所有者等の自主的な取組を支援している。</p> <p>①管理組合等へのマンションの適正な管理や再生に係る情報提供 マンションポータルサイトの運営やセミナーの開催、維持管理促進キャンペーンの実施、ガイドラインやガイドブックの作成などにより、情報提供を行っている。</p> <p>②専門家の派遣によるアドバイス・情報提供 管理組合や区分所有者等にアドバイスや情報提供を行う「管理アドバイザー制度」、「建替え・改修アドバイザー制度」により、管理組合等の自主的な取組を支援している。</p> <p>③相談窓口の設置等 マンションの管理や再生に関する区市町村や関係団体の相談窓口を紹介するとともに、各区市町村の相談窓口で受け付けた相談のうち、専門家による対応が必要とされるものについては、都において建築士や弁護士による専門相談を実施している。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>1 管理組合等へのマンションの適正な維持管理や建替等に係る情報提供</p> <p>①セミナーの開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理促進キャンペーン(年1回) ・耐震セミナー(年2回)、管理・再生セミナー(年1回) <p>②マンションポータルサイトの運営</p> <p>③ガイドブック等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理ガイドライン (有償(450円)で頒布、マンションポータルサイトに掲載) ・マンション再生ガイドブックの作成 <p>2 専門家の派遣によるアドバイス・情報提供</p> <p>①アドバイザー制度 実施機関:(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理アドバイザー制度(派遣件数:39件) ・マンション建替え・改修アドバイザー制度(派遣件数:20件) <p>②相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市において、分譲マンションに係る相談実施 ・専門相談の実施(26件) <p>3 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例の制定 マンションの適正な管理を促進及び管理組合の機能強化に向け、マンションの管理状況を把握し、その状況に応じた助言・支援等を実施するため、条例を制定</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
○ 管理組合等向け情報提供の充実を図るとともに、マンション居住者等のトラブル等解決のための支援を行った。			
【2019年度の取組予定】			
<p>○ 引き続き、管理組合等の適正なマンションの管理や円滑な再生に向けて、普及啓発や情報提供、専門家派遣や相談事業を実施し、管理組合等の自主的な取組を支援していく。</p> <p>○ 条例や管理状況届出制度に関する周知・広報活動について、区市町村や関係団体と連携し、様々な媒体を通じて実施する。</p> <p>○ 条例に基づき、マンションの管理の適正化に関する指針を策定するとともに、マンション管理ガイドラインを改定する。</p>			
【所管部署】	局	部	課
	住宅政策本部	住宅企画部	マンション課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

住宅政策本部

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-16	安心して住宅リフォームができる環境整備		
【 施策の概要 】			
<p>リフォームの市場環境が十分に整備されていないことや、契約内容が曖昧なこと等により、住宅リフォームに関するトラブルが発生していることから、消費者が安心して住宅リフォームができる環境を整備していくことが必要である。このため、都は、平成17年7月より、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターと連携し、センターが運営する「東京都住宅リフォーム推進協議会」内に、消費者向けの住宅リフォームに関する相談窓口を設置している。</p> <p>また、リフォーム事業者が守ることが望ましい行動基準である「住宅リフォーム事業者行動基準(リフォーム10)」、及び消費者向けの手引きとして「住宅リフォームガイド」を策定し、住宅リフォームについて普及啓発を図っている。さらに、区市町村とも連携を図り、窓口担当者向けの講習会を開催している。今後とも、安心して住宅リフォームができる環境整備に努めていく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口において、戸建住宅のリフォームに関する専門家による相談会を実施(毎月2回開催・年24回)。 ○ 消費者が安心して住宅リフォームが実施できる環境づくりのため、事業者等に対し、「住宅リフォーム事業者行動基準(リフォーム10)」の普及・啓発。 ○ 住宅関連イベントなど各種催事において、住宅リフォームに関する情報提供。 ○ 区市町村と連携を図り、窓口担当者向けの講習会を開催。 			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ リフォームに関する相談窓口の実施やリフォーム10、リフォームガイドの普及を通じて、住宅リフォームに関する情報提供の充実を図った。 			
【 2019年度の取組予定 】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ リフォームに関する相談について、リフォーム相談窓口(東京都防災・建築まちづくりセンター)において技術的な助言を行う。 ○ 消費者が安心して住宅リフォームが実施できる環境づくりのため、「住宅リフォームガイド」を活用し、適切な情報提供を行うとともに、事業者等に対し、「住宅リフォーム事業者行動基準(リフォーム10)」の普及・啓発を図る。 ○ 区市町村の窓口担当者を対象とした講習会により、相談対応や情報提供を行う。 			
【 所管部署 】	局	部	課
	住宅政策本部	住宅企画部	民間住宅課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

都市整備局
住宅政策本部

政策3 消費生活の安全・安心の確保	
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推	
【番号】	【施策名】
3-2-17	住宅の耐震性の向上
【施策の概要】	
<p>東京都耐震改修促進計画に基づき、耐震化費用の助成等の財政的支援、DVDの活用など広報活動や普及啓発により建物所有者が耐震化に取り組みやすい環境を整え、旧耐震基準で建てられた住宅の耐震化を推進する。</p> <p>①住宅の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村と連携して耐震診断・耐震改修助成を実施 ・区市町村の助成制度についてホームページ等で紹介 ・「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」を公募・選定し、パンフレットや展示会等で広く紹介 ・一定水準以上の技術者がいる設計事務所を登録、ホームページや区市町村の窓口で紹介 ・耐震化アドバイザーを派遣 <p>②マンションの耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市と連携して耐震アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修に対する助成を実施 ・マンションの耐震化に関する基礎的な情報をとりまとめたパンフレットを配布 <p>③普及啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化総合相談窓口により、耐震化に関する様々な相談に対応 ・区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業による区市町村の耐震化に向けた普及啓発活動への支援 ・耐震キャンペーンの実施 (耐震フォーラム・改修工法の展示会・マンション耐震セミナー及び改修事例の現場見学会など) ・耐震化に関する様々な情報を、耐震ポータルサイト及びマンションポータルサイトにより情報提供 	
【2018年度の取組状況】	
<p>①住宅の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域を対象に、区と連携して耐震診断・耐震改修助成を実施、区市町村の助成制度についてホームページ等で紹介、アドバイザーを派遣 ・都内全域において、所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象に、戸建住宅等の耐震診断・耐震改修等を助成 ・区市町村の助成制度を今年度版に更新し、ホームページ等で紹介 ・「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」をパンフレットや展示会等で広く紹介 ・一定水準以上の技術者がいる設計事務所を登録、ホームページや区市町村の窓口で紹介 <p>②マンションの耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都マンション耐震化促進事業」の活用により、区市を通じて耐震診断等に係る費用を助成 ・「マンションの耐震化のすすめ」等のパンフレットを配布 <p>③普及啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化総合相談窓口により、耐震化に関する様々な相談に対応 ・区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業による区市町村の耐震化に向けた普及啓発活動への支援 ・耐震キャンペーンの実施 平成30年9月1日(防災の日)～平成31年1月17日(阪神淡路大震災発生日) 耐震フォーラム(10月12日) 建物の耐震改修工法等の展示会(9月28日～30日、11月3日～5日) 防災体験・耐震改修バスツアー(9月21日、10月27日、11月9日、12月7日) マンション耐震セミナー(9月15日、1月26日) ・耐震化に関する様々な情報を、耐震ポータルサイト及びマンションポータルサイトにより情報提供 なお、耐震ポータルサイトは10月1日に、より見やすく分かりやすいサイトにリニューアルを実施 	

【「消費者の視点」から見た、取組による成果】

①住宅の耐震化

上記の施策により、所有者は様々な改修工法やかかる費用等の知識を得ることができた。
また、耐震診断を行う建築士の紹介や助成制度、アドバイザー派遣などにより、所有者の耐震診断や耐震改修等の実施を後押ししてきた。

②マンションの耐震化

旧耐震基準の分譲マンションにおける耐震化の必要性や耐震改修等の進め方について広く周知し、耐震診断等の耐震化に向けた具体的な取組につながられた。

③普及啓発等

耐震化総合相談窓口において所有者の抱える課題に個別に対応してきた。
また、ホームページを適宜更新し、所有者が最新の情報を得られるようにしてきた。

【2019年度の取組予定】

上記の取組を継続実施予定

なお、2018年度住宅政策推進部マンション課所管事業は、2019年度より、住宅政策本部住宅企画部マンション課所管事業となった。(②マンションの耐震化など)

【所管部署】	局	部	課
	都市整備局 住宅政策本部	市街地建築部・ 住宅企画部	建築企画課・ マンション課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

住宅政策本部

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2) 安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-18	消費者が安心して売買できる既存住宅市場環境の整備		
【 施策の概要 】			
<p>全住宅取引に占める既存住宅取引の割合は低水準に止まっているが、その要因の一つに、新築住宅と比較して既存住宅の品質や性能に関する情報が得られにくいこと等が指摘されている。このため、都は、既存住宅の取引に当たって、売主と買主とが共有することが大切な情報について、双方が確認すべき事項や売買契約における留意事項等を盛り込んだ手引書である「安心して住宅を売買するためのガイドブック」(戸建住宅編)(マンション編)を、また、インスペクション(住宅検査)や既存住宅売買瑕疵保険などの認知度向上を図るためのパンフレット「安心して住宅を売買するために一知って役立つ3つのオススメ」を、不動産流通等関係事業者と連携して作成し、普及に取り組んできた。今後も、既存住宅の流通にかかわる事業者の取組やインスペクションの実施への支援、またガイドブックによる普及啓発等により、消費者が安心して既存住宅を売買できる市場環境の整備に引き続き努めていく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>2017年度末に策定した「既存住宅の流通促進に向けた指針」を踏まえ、2018年6月、既存住宅の売買に当たり、不動産・建設・建築士など関係する事業者が連携して、消費者に適切な情報提供や相談対応等を行う「既存住宅流通促進事業者グループ登録制度」を創設し、併せて、建物状況調査や既存住宅の普及活動等への「補助制度」を開始した。2018年度末現在で、4事業者グループを登録し、29か所のワンストップ対応窓口が設置されている。また、2017年度末に作成したガイドブック「既存戸建住宅購入ガイド」等の活用により、消費者等への普及啓発を行った。</p> <p>これらの取組により、消費者が既存住宅を安心して売買できる市場環境の整備を進めた。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>事業者グループの登録の取組開始により、都内各地の身近な場所に、既存住宅の売買に係るワンストップ対応窓口が一定数設置され、消費者が既存住宅を安心して円滑に売買できる環境整備が進められた。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>引き続き、事業者グループの登録促進や、建物状況調査等への補助により、消費者が既存住宅を安心して売買できるよう環境整備を図る。また、消費者への事業者グループ登録制度の周知を進めるほか、事業者グループの取組紹介等により、広く既存住宅の普及啓発を行う。</p> <p>さらに、リフォームした住宅のモデルハウスを活用し、その魅力や性能向上リフォームの効果等を発信する事業を開始し、既存住宅の流通やリフォームの促進を図る。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	住宅政策本部	住宅企画部	民間住宅課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

住宅政策本部

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【番号】	【施策名】		
3-2-19	住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅に関する登録制度		
【施策の概要】			
<p>低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅確保に配慮が必要な方々(以下「住宅確保要配慮者」という。)は、民間賃貸住宅市場において、入居を拒まれやすいといった状況が見られるが、入居支援策を実施することにより、居住の安定確保を図ることが必要である。そのため、改正住宅セーフティネット法の施行に合わせて実施した住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度を適切に運用していく。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>区市町村や不動産関係団体等を通じて、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の普及啓発を図るとともに、指定登録機関と密接に連携し、制度を適切に運用した。</p> <p>区市町村の意向を踏まえながら、住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃・家賃債務保証料に係る貸主等への補助について、予算措置を講じた。</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録 296戸 (平成30年度末現在) ・居住支援法人の指定 19法人 (同) 			
【2019年度の取組予定】			
<p>2か年のモデル事業として、居住支援法人がセーフティネット住宅の入居者を対象に行う見守り業務に対し、補助を実施するとともに、セーフティネット住宅に入居する高齢者が死亡した場合に、居室内の修繕や残存家財の整理の費用等を補償する保険商品を、貸主が利用する際、その保険料に対して補助を実施。</p>			
【所管部署】	局	部	課
	住宅政策本部	住宅企画部	民間住宅課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全安心の確保			
(2) 安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-20	公衆浴場対策の推進		
【 施策の概要 】			
<p>都民の日常生活における健康維持や衛生水準を確保する上で必要な公衆浴場は、入浴者数の減少や後継者不足等による転廃業により減少を続けている。都民の入浴機会の確保と経営の安定化を図るため、各種助成策を実施するとともに、適正な入浴料金の指定を行っている。平成20年度からは、地球温暖化や震災時における都民の安全・安心の確保など、社会的課題に対応するため、クリーンエネルギー化推進事業及び耐震化促進支援事業を実施している。平成25年度からは、太陽光発電やコージェネレーション設備の設置等の創エネ化推進事業を新たに加え、公衆浴場経営の安定化を図るとともに、地域貢献度の高い施設への転換を図っていく。</p> <p>さらに平成29年度からは、LED照明設備設置工事について工事費用の高騰に対応し補助限度額を2倍にし、実際の工事に対応できるようにしている。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>公衆浴場対策協議会を運営し、平成30年東京都公衆浴場入浴料金統制額の指定を行うとともに、各種助成策を適正・的確に実施した。また、29年度に設置した公衆浴場活性化検討会から提案された活性化策を、公衆浴場活性化支援実証事業として実施するとともに、浴場業界における取組を支援した。</p> <p>○平成30年公衆浴場入浴料金統制額は据置き（大人 460円、中人 180円、小人 80円）</p> <p>○主な助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進型公衆浴場改築支援事業→5件 ・公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業→39件 ・公衆浴場耐震化促進支援事業→38件 ・公衆浴場地域交流拠点事業→19件 <p>○公衆浴場活性化支援実証事業 ・公衆浴場への専門家派遣、連続セミナー、交流会等を実施</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>公衆浴場の利用促進及び入浴料金の統制額を定めることで、都民の公衆衛生の確保と健康維持に寄与している。また、高齢社会に対応した健康増進型公衆浴場としての施設改善、使用燃料の都市ガスへの転換による二酸化炭素や窒素酸化物等の排出削減、浴場施設の耐震化による利用者の安全・安心を確保している。さらに、公衆浴場の活性化に向けた支援による、SNSでの情報発信や浴場内の看板設置等、浴場の存在を周知することで、利用者の利便性に役立っている。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>公衆浴場対策協議会を運営し、平成31年公衆浴場入浴料金統制額の指定を行うとともに、各種助成策を適正・的確に実施する。また、引き続き、公衆浴場活性化支援実証事業を実施するとともに、浴場業界における取組を支援する。</p> <p>平成31年度の主な助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進型公衆浴場改築支援事業 ・公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業 ・公衆浴場耐震化促進支援事業 ・公衆浴場地域交流拠点事業 			
【 所管部署 】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	生活安全課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-21	生活協同組合の育成のための指導・支援		
【 施策の概要 】			
<p>生活協同組合は、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的として、昭和23年に制定された消費生活協同組合法に基づき設立される消費者の自主的な非営利の組織体である。</p> <p>都は、生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づく許認可、検査、指導等を行っている。また、東京都生活協同組合連合会に対する事業補助を行うことで、消費者の自主的、組織的な活動主体として、社会的にも重要な役割を担っている生活協同組合の育成を図っていく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>①生協の健全な発展のため、法に基づく指導・法令検査を21件実施。 課題を有している生協については、当該生協の方向性を見定めて法令に則った指導を行った。</p> <p>②東京都生活協同組合連合会に対する事業補助を行い、生協指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に関する指導助言(105件)、管理運営状況等調査(26件) ・業務運営・経営健全化指導(6件)、講習会・研修会の企画・実施(9件) 			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>生協の健全な発展は、その設立目的である国民生活の安定と生活文化の向上を達成するために不可欠である。東京都生活協同組合連合会と連携しながら、都内で活動する生活協同組合の運営状況及び会計状況を広く把握し、指導することにより、組合員である都民の利益を守ることにつなげた。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>①生協の健全な発展のため、法に基づく許認可、指導・法令検査等を行う。課題を有している生協については、当該生協の方向性を見定めて、法令に則った指導を行う。</p> <p>②東京都生活協同組合連合会が実施する事業(生協に対する管理運営に関する指導助言、管理運営状況等調査及び業務運営・経営健全化指導並びに講習会・研修会)に対し補助を行うことで、都所管生協の支援を行う。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	取引指導課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

産業労働局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(2)安心して商品・サービスを選択できる取組の推進			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-2-22	身近な生活圏を支える商店街の振興		
【 施策の概要 】			
<p>都民の消費生活を支えるとともに、地域コミュニティの維持発展に大きな役割を果たしている商店街の振興に向け幅広い支援を展開している。</p> <p>商店街の意欲的な取組(イベント事業、ホームページ作成事業、ポイントカード導入事業、施設整備事業等)に対して支援を行うとともに、商店街の次代を担う人材育成への支援を実施しているが、集客力の低下、空き店舗の増加、後継者不足など商店街を取り巻く環境は依然として厳しい。今後も、魅力ある商店街づくりに向けて、将来を見据えた戦略的な取組にチャレンジする商店街に対して支援を行う「商店街チャレンジ戦略支援事業」等の商店街振興策を積極的に展開し、身近な生活圏を支える商店街の活性化を図っていく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<ul style="list-style-type: none"> ・各区市町村が策定した「商店街振興プラン」に基づき、商店街が実施したイベントに対しての支援や商店街の活性化に資する事業への支援を行った。 ・商店街が地域団体と連携し、地域ニーズを踏まえて協働して行う事業を支援した。 ・環境や防犯・防災など都の抱える政策課題に対応した商店街の事業へ支援を行った。 ・商店街の次代を担う人材育成のため、フォーラムや実践的なカリキュラムの講座を開催し、経営能力の向上を図った。また、商店街へ専門家を派遣し、経営のアドバイスやヒントを直接伝えることで、経営に対する意欲の増進を図った。 			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や住民ニーズに対応した効果的かつ主体的な施策展開が図られた。 ・環境などの行政課題を地域と連携して、集中的に支援することにより事業効果を高めることができ、商店街の活性化につながり、消費者のコミュニティが図られた。 ・若手商人を中心に据えた「人づくり」に関する事業を総合的に行うことで魅力ある商店街づくりの源泉である「できる商人」の育成など、能力の向上につながった。 			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>「商店街チャレンジ戦略支援事業」及び「進め！若手商人育成事業」について、具体的な支援等を実施していく。</p> <p>①各区市町村が策定した「商店街振興プラン」に基づき、商店街が実施したイベントに対しての支援や商店街の活性化に資する事業への支援を行っていく。</p> <p>②商店街が地域団体と連携し、地域ニーズを踏まえて協働して行う事業を支援していく。</p> <p>③都が直面する行政課題(環境、国際化対応、買物弱者等)の解決につながる商店街の取組を支援していく。</p> <p>④商店街の次代を担う人材育成のため、フォーラムや実践的なカリキュラムの講座を開催し、経営能力の向上を図る。また、商店街へ専門家を派遣し、経営のアドバイスやヒントを直接教示し、経営に対する意欲の増進を図る。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	産業労働局	商工部	地域産業振興課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

総務局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(3)災害時における消費生活の安心の確保			
【番号】	【施策名】		
3-3-1	震災時等における応急生活物資等の流通確保		
【施策の概要】			
<p>都は、日本TCGF(平成25年)、株式会社セブン&アイホールディングス(平成27年)、NPO法人コメリ災害対策センター(平成29年)と「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」を締結した。この協定に基づき、地震等による大規模な災害発生時には、協定事業者に対し、物資の調達支援を要請する。</p> <p>また、災害時の円滑な対応に向け、応急生活物資の手配から供給までを行う実効性のある訓練の実施やマニュアルの見直しなどに取り組んでいく。</p> <p>(参考) 日本TCGF:製造・配送・販売事業者が参画する全国に流通ネットワークを有する企業グループ</p>			
【2018年度の実績】			
<p>協定事業者と連携した物資搬送訓練、物資要請訓練の実施 (物資搬送訓練:9月、物資要請訓練:11月、2月)</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>災害時において、避難所生活者へ供給する食料や生活必需品等の調達・輸送体制の強化に努めた。</p>			
【2019年度の実績予定】			
<p>○協定事業者と連携した物資搬送訓練及び物資要請訓練実施</p>			
【所管部署】	局	部	課
	総務局	総合防災部	防災計画課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(3)災害時における消費生活の安心の確保			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-3-2	震災時等における応急生活物資等の流通確保		
【 施策の概要 】			
<p>東京都生活協同組合連合会と都は、平成8年に「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」を締結した。この基本協定に基づき、災害時における応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行うための体制を整備している。</p> <p>このうち、応急生活物資である食糧・生活必需品の供給は、福祉保健局の依頼により、生活文化局が東京都生活協同組合連合会に必要な物資の調達要請等を行うことになっている。災害時の円滑な対応に向け、「東京都地域防災計画」等と連動した応急生活物資の手配から供給までを行う実効性のある訓練やマニュアルの見直しなどに取り組んでいく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>東京都地域防災計画等に基づく、協定の実効性を高める取組を実施</p> <p>①東京都地域防災計画等に連動したマニュアル等の見直し 協定の実効性を一層高めるために、総合防災部を中心として、関係各局及び関係団体のマニュアル等の見直しに向けて検討を開始</p> <p>②災害時における応急生活物資供給等に関する連絡会議の開催 生協関係者及び関係各局とにおいて、情報交換及び具体的な課題についての意見交換を実施</p> <p>③平成30年度総合防災訓練及び図上訓練における取組み 応急生活物資の要請に係るMCA無線訓練を実施し、総合防災訓練において輸送拠点への要請物資引渡しの確認を行った。また、庁内における図上訓練に参加した。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>事業そのものの成果は災害発生時に発揮されるものであるが、総合防災訓練に際して、パネル展示等の生協関係者の普及活動により震災発生時の被災者支援の取組をアピールすることで、災害時に都民生活を支える体制への理解を深めた。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>①基本協定の実効性を一層高めるために、東京都地域防災計画等に連動したマニュアル等について、関係各局の関連施策との調整を行い、必要に応じ双方のマニュアル等の見直しを行う。</p> <p>②災害時における応急生活物資供給等に関する連絡会議等の開催により、生協関係者と、東京都地域防災計画等に沿って具体的な課題を抽出し、関係各局防災部署と基本協定全般に係る調整・意見交換を行う。</p> <p>③総合防災訓練における取組として、応急生活物資の要請に係るMCA無線訓練を行い、輸送拠点への要請物資引渡しの確認を行う。また、庁内における図上訓練に参加する。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	取引指導課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

中央卸売市場

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(3)災害時における消費生活の安心の確保			
【番号】	【施策名】		
3-3-3	震災時における生鮮食料品等の確保		
【施策の概要】			
震災時における必要な生鮮食料品を確保するため、都が卸売業者等から入荷物品及び在庫品のうち必要な量の物品を買い上げるほか、他府県市にも応援要請を行うこととしている。これを円滑に推進するため、都は市場内卸売業者等との間で「大規模災害時における生鮮食料品の調達に関する協定」を締結し、協力体制を整備してきた。また、都中央卸売市場と全国の中央卸売市場との間において、平成20年9月に「災害時相互応援に関する協定」を締結して、各都市間の応援体制を構築している。			
【2018年度の取組状況】			
「大規模災害時における生鮮食料品の調達に関する協定」及び「災害時相互応援に関する協定」について、協定内容の再検証を行った上で、より実効性を高める観点から、新しい連絡・報告様式の策定にむけた検討を進めており、これにより災害発生時の各都市との連携の円滑化を目指している。			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
連絡・報告様式を策定することにより、有事の際に各都市間で必要となる情報の伝達が網羅的かつ迅速に行えるようになる。また、適宜適切な応援体制の構築が可能となり、災害発生時における生鮮食料品の確保に寄与する。			
【2019年度の取組予定】			
連絡・報告様式について、各都市との意見交換を行った上でより実効性の高いものへ改善していくとともに、大規模災害発生時においても業務の継続性を確保するための体制について検討していく。			
【所管部署】	局	部	課
	中央卸売市場	管理部	総務課